

命 令 書 (写)

申 立 人 福岡地区合同労働組合
代表執行委員 A 1

被申立人 株式会社ファビルス
代表取締役会長 B 1

上記当事者間の福岡労委平成27年(不)第1号ファビルス不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成27年12月11日第1988回及び同月18日第1989回公益委員会議において、会長公益委員後藤裕、公益委員五十君麻里子、同井上智夫、同南谷敦子、同山下昇及び同大坪稔が出席し、合議の上、次のとおり命令する。

主 文

本件申立てを棄却する。

理 由

第1 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、①申立人福岡地区合同労働組合(以下「組合」という。)の平成(以下「平成」の年号は略す。)26年4月25日付けの団体交渉(以下「団交」という。)申入れに対する被申立人株式会社ファビルス(以下「会社」という。)の対応及び②組合が団交にB2本社総務部長(以下同人の同職への就任の前後を通じて「B2部長」という。)を出席させるように要求したことに対し、会社が同人を出席させなかったことが、いずれも労働組合法(以下「労組法」という。)7条2号に、③会社がB3執行役員福岡支社次長(以下同人の同職への就任の前後を通じて「B3次長」という。)を団交の責任

者（以下「団交責任者」という。）としたこと及び④B3次長が、同年10月29日にA2組合員（以下「A2」という。）に対して、「組合を辞めて会社に戻ってきてくれ。」「A3組合員が今年中に定年になる。その前に答えてくれ。」などと述べたことが、いずれも労組法7条3号に該当するとして、組合が救済を申し立てたものである。

2 請求する救済内容

- (1) 会社は、組合が26年4月25日付けで申し入れた団交に誠意をもって応じなければならない。
- (2) 会社は、団交責任者として、B3次長ではなく、B2部長を団交に出席させなければならない。
- (3) 会社は、組合員に対して組合脱退勧奨をしてはならない。
- (4) 上記(1)から(3)までに係る誓約文の手交及び掲示

3 本件の主な争点

- (1) 組合の26年4月25日付け団交申入れに対する会社の対応は、労組法7条2号に該当するか。
- (2) 組合が団交にB2部長を出席させるよう要求したことに對し、会社が同人を出席させなかったことは、労組法7条2号に該当するか。
- (3) 会社がB3次長を団交責任者としたことは、労組法7条3号に該当するか。
- (4) B3次長は、26年10月29日にA2に対して「組合を辞めて会社に戻ってきてくれ。」「A3組合員が今年中に定年になる。その前に答えてくれ。」などと述べたか。述べたとしてB3次長の発言は、労組法7条3号に該当するか。

第2 認定した事実（以下において、特に証拠を摘示したもの以外は、当事者間に争いのない事実又は当委員会に顕著な事実である。）

1 当事者

(1) 申立人

組合は、昭和51年9月12日に結成された個人加盟方式の労働組合である。本件申立時（27年1月9日）の組合員数は55名であり、申立時

に会社が雇用している組合員は、A 2 及び A 3（以下「A 3」という。なお、同人は、本件結審時（27年10月26日）までに組合を脱退した。）の2名である。

(2) 被申立人

会社は、昭和33年10月22日に設立され、ビルメンテナンス等を業とする株式会社であり、申立時に、約1,600名の従業員を有している。

肩書地に本社及び福岡支社（同支社の従業員数は、約950名である。）を置くほか、北九州市、大分県、熊本県等に支社や営業所を置いている。

2 会社が雇用している組合員

(1) A 2

A 2 は、元年3月6日、警備員として会社に採用され、セキュリティサービス部に配属され、12年7月31日、組合に加入した。

14年7月17日、同人は清掃員へ職種転換を命じられ、福岡支社クリーンサービス部に配属され、現場の一つであるC1会館で清掃業務に従事するようになった。その後、15年10月6日、同部において、現場を巡回しての清掃業務等を行う特別清掃班に異動した。

17年10月からは、同班の中で同人のみが清掃現場に行かず、会社の倉庫にて清掃用具のメンテナンス等を行う仕事に従事するようになった。

同人は、25年3月2日から、疾病のため休職し、同年9月9日から26年3月31日までは就労訓練として出勤したが、同年4月1日以降再び休職した。

同人は、26年9月21日から、会社の就業規則に基づく休職命令を受けて、本件申立時は休職中である。

(2) A 3

A 3 は、9年6月9日、警備員として会社に採用され、20年3月14日、組合に加入した。本件申立後の27年4月24日に定年に達し、同日後は、会社の就業規則に基づく継続雇用制度により、継続雇用されている。

3 B 3 次長及び B 2 部長の経歴

(1) B 3 次長

B 3 次長は、昭和62年11月9日、会社に入社しセキュリティサービ

ス部に配属された。その後、本社総務部等の勤務を経て、21年3月1日に福岡支社総務部長、22年4月1日に福岡支社次長、24年3月1日に執行役員福岡支社次長に就任した。

なお、B3次長は、本件申立後の27年3月1日に、取締役福岡副支社長に就任している。

(2) B2部長

B2部長は、25年6月1日、C2社（以下「新聞社」という。）からの出向により会社に入社し、同年7月21日、本社総務部付部長に就任し、同年10月、定年退職したB4本社総務部長（以下同人の同職の就任の前後を通じて「B4部長」という。）の後任として本社総務部長に就任した。新聞社勤務時は写真記者であり、総務的な仕事の経験はなかった。

なお、B2部長は、本件申立後の27年1月31日、会社を退職した。

4 過去の不当労働行為事件

(1) 19年4月25日、組合は、会社が組合の情宣活動を理由に予定されていた団交への出席を拒否する旨通知したことが労組法7条2号及び3号に該当するとして、当委員会に不当労働行為救済の申立て（19年（不）第3号事件）を行ったが、当委員会での和解が成立し、同年12月28日、組合は同申立てを取り下げた。

(2) 21年1月20日、組合は、会社が組合の情宣活動を理由に組合が申し入れた団交を拒否したこと、及び当委員会において不当労働行為救済申立事件が係争中であることを理由に組合が申し入れた団交を拒否したことが、労組法7条2号及び3号に該当するとして、当委員会に不当労働行為救済の申立て（21年（不）第1号事件）を行い、22年1月22日付けで、当委員会は、一部救済命令を發した。

同年2月15日、会社は、この命令を不服として、中央労働委員会に再審査申立て（22年（不再）第9号事件）を行ったが、23年8月31日付けで同申立てが棄却され、会社は、東京地方裁判所に救済命令取消請求訴訟（23年（行ウ）第569号事件）を提起したが、後記(3)の和解により、会社は訴えを取り下げた。

(3) 23年8月26日、組合は、会社が団交において人件費総額を明らかにする資料を開示せず誠実に交渉に応じなかったことが労組法7条2号に該

当する等として、当委員会に不当労働行為救済申立て（23年（不）第8号事件）を行ったが、当委員会での和解が成立し、24年5月10日、組合は同申立てを取り下げた。

- (4) 25年5月17日、組合は、会社が事前に組合と協議することなく24年度の賃上げを実施したこと及び25年度の賃上げ等要求に関する団交での会社の対応が、労組法7条2号及び3号に該当し、また、A2の疾病を業務上の疾病として取り扱わないことが、同条1号及び3号に該当するとして、当委員会に不当労働行為救済申立て（以下「25年（不）第5号事件」という。）を行った。

この申立てに対し、後記5(7)のとおり、26年4月11日付けで、当委員会は、一部救済命令を発した。

5 B4部長の後任の団交責任者の選任及び団交の状況

- (1) B4部長は、22年1月1日から25年10月24日まで団交責任者を務め、同人が団交責任者を務めてきた期間の職名は、22年1月1日から23年2月28日までは本社総務部長代理、同年3月1日から25年10月24日までは本社総務部長であった。

なお、18年2月1日から21年2月28日まで及び同年6月1日から同年12月31日までの団交責任者の職名は、いずれも執行役員本社総務部長であった。

- (2) 25年9月11日、組合と会社は、A2の復職問題等について団交を実施した。組合側の出席者はA1代表執行委員（以下「A1代表」という。）、A2、A3等計10人、会社側の出席者はB3次長及びB5労務顧問（以下「B5顧問」という。）であった。

B3次長は、組合に、B4部長が急用で参加できないので、代わりに参加した旨説明した。

- (3) 25年10月24日、B4部長は、会社を定年退職した。
- (4) 25年11月6日、組合と会社は、A2の復職問題等について団交を実施した。組合側の出席者はA1代表、A2、A3等計9人、会社側の出席者はB3次長及びB5顧問であった。

冒頭、会社は、組合に、B4部長が会社を退職したことを伝えるとともに、B3次長を団交責任者とする旨の代表取締役名での委任状を渡した。

また、会社は、B 2 部長が本社総務部長に就任し、B 4 部長と引継ぎを行っている」と説明した。

組合が、福岡支社次長を団交責任者とするのは団交責任者の格下げである旨述べ、B 2 部長の団交出席を求めたのに対し、会社は、B 3 次長は執行役員でもある、同人が支社に属するのであるから駄目だと組合が主張するのであれば持ち帰って検討してみる、本社総務部長よりも組合の要求事項に関してよく知っており、より回答できる立場の人が良いのではないかと回答した。

また、組合が、B 3 次長がどのような権限を持っているのか尋ねたのに対し、会社は、代表取締役からの委任状を信用してくれと回答した。

会社は、B 3 次長は暫定的に出席した旨を説明し、団交責任者をB 2 部長とするのかどうかを検討しその結果を知らせると告げ、26年1月8日付けで、B 3 次長が団交責任者に決定したことを、文書で組合に通知した。

- (5) 26年2月5日、組合と会社は団交を実施した。組合側の出席者はA 1 代表、A 2、A 3 等計7人、会社側の出席者はB 3 次長及びB 5 顧問であった。

組合は、団交責任者がB 2 部長でなくB 3 次長になったことに抗議し、改めてB 2 部長の出席を要求した。

会社はこれに対し、B 3 次長は執行役員でありB 2 部長より格上である旨回答し、B 2 部長はB 4 部長から書類上の引継ぎを受けているだけであるので、団交に出席しても対応できない旨説明した。

- (6) 26年3月19日、組合と会社は、春闘要求等について、団交を実施した。組合側の出席者はA 1 代表、A 2、A 3 等計6人、会社側の出席者はB 3 次長及びB 5 顧問であった。

組合は、B 2 部長が出席していない理由を質し、本社総務部長の出席を重ねて要求したのに対し、会社は、B 2 部長の出席については努力しているとし、他方、B 3 次長は上記(4)の委任状により正式に交渉権限を得ている旨回答した。

- (7) 26年4月11日付けで、当委員会は、25年(不)第5号事件について、事前に組合と協議することなく24年度の賃上げを実施したことは労組法7条3号に該当する不当労働行為であるとして、会社に組合への誓約文交付を命じ、その余の申立てを棄却する一部救済命令を発し、同月22

日に組合に、同月 23 日に会社に、命令書写しを交付した。

- (8) 26 年 4 月 25 日付けで、組合は、会社に次の要求書（合同労組発 674-92 号。以下「本件要求書」という。）を發した。

要 求 書

1、要求事項

第 4 次県労委命令に従い、即刻組合に対し、陳謝文を交付せよ。

2、団交要求

上要求に関する団体交渉をここに要求する。

日時、場所については追って協議する。

以 上

尚、本書面に対する回答を、2014 年 4 月 30 日までに当労組宛に文書にてされたい。

- (9) これに対して、26 年 4 月 30 日付けで、会社は、組合に次の回答書（以下「本件回答書」という。）を發した。

回 答 書

合同労組発 674-92 号、「第 4 次県労委命令に従い、即刻組合に対し、謝罪文を交付せよ」の要求に対し、下記のように回答します。

記

福岡労委平成 25 年（不）第 5 号ファビルス不当労働行為救済申立事件（ママ）について、福岡県労働委員会より平成 26 年 4 月 22 日付で、命令書写しが交付されました。

しかし、この命令について不服があり、命令書写し交付の日から 30 日以内に福岡地方裁判所に、この命令の取り消しの訴えを起す事にしました。

以上回答致します。

以上

- (10) 26年5月22日、会社は、25年（不）第5号事件命令の救済部分の取消しを求めて福岡地方裁判所に行政訴訟を提起した（26年（行ウ）第27号）。
- (11) 26年7月8日、A1代表とB5顧問がA2の処遇について協議した際も、A1代表から団交の日時等の提案はなかった。
- (12) 組合と会社との間の団交については、通常、福岡市内の会社の研修施設で行われていた。また、団交の日時については、団交時に次回団交の日時を決める場合を除き、A1代表とB5顧問の協議で決められ、その協議の申入れは、組合側から行うことも、会社側から行うこともあった。
- (13) 組合は、本件要求書で「日時、場所については迫って協議する。」と記載していたが、(9)の回答を受けてから申立時までに、組合から会社に対して、25年（不）第5号事件命令の履行要求（以下「本件履行要求」という。）に関する団交について日時、場所の協議を申し入れることもなく、また、団交要求に対する諾否について確認することもなかった。

6 B3次長とA2との関係及び飲食

- (1) 会社がA2の13年12月分等の給与から賃金カットを行った際、当時の総務部部長であったB3次長は、A2に実際の不就労の時間を確認した。
- (2) B3次長は、A2がC1会館で清掃業務に従事していた14年に、A2と初めて昼食を共にし、その後も、A2と昼食を共にすることがあった。
- (3) 20年2月29日付けで、組合は、会社に「抗議並びに謝罪要求書」と題する文書を発した。この文書には、B3次長がA2に対し、組合脱退勧奨に当たる発言を繰り返しているとして、会社に謝罪を要求する旨記されていた。また、同文書には、同年3月12日までに上記要求に対し、回答するよう記されていた。

また、組合発行の「福岡地区合同労組ニュース（20年3月6日付け）」には、19年12月から20年3月までの間にB3次長が、A2の就労場所を訪れたときなどに、同人に対し、「組合を辞めて会社に戻ってきてくれ。組合を辞めて、真っ新になって社長のところに挨拶に行こう」「組合

に入ったままだと、金のことばかりで、現場の人間がお前のことを警戒するから、組合を辞めて、それから1年2年かけてファビルスを変えよう。」と発言したと記載されていた。

(4) 20年3月11日付けで、上記(3)の「抗議並びに謝罪要求書」に対し、会社は、組合に「回答書」と題する文書を発した。この文書には、B3次長がA2に対し組合脱退勧奨を行った事実はなく、謝罪要求には応じられない旨記されていた。

(5) 22年5月、B3次長とA2は、博多どんたくのパレードの際に出会い、B3次長の誘いにより飲食を共にした。この際、B3次長は個人的な誘いである旨述べ、A2に「組合との関係で問題がないのか。」と確認した。これに対し、A2は問題ない旨述べた。

A2は、自ら組合活動について言及し、「組合は自分にとっての重し」などと述べた。これに対し、B3次長は、「組合活動をやるのも自分の考えだし、最終的には決めるのは自分だ。」などと述べた。

(6) その後、B3次長とA2は、何度か飲食店で飲食を共にした。その時期及び経緯は、次のとおりである。

ア 23年10月 社員旅行から帰った時

イ 24年7月 A2から清掃の業務手順について提案があったため

ウ 25年4月 A2から清掃業務で使用するゴミ袋について提案があったため

(7) 上記(2)、(5)及び(6)に記載した飲食においては、いずれも、B3次長がA2を誘い、飲食の代金については、全てB3次長が支払った。

7 26年10月のB3次長とA2の飲食

(1) 26年10月14日、自宅療養中のA2は、病状報告のために出社した際に、ブラインドの清掃方法について提案があるとしてB3次長に話しかけた。

これに対し、B3次長は、当日の予定が詰まっていたため、別日に食事をしながら話そうと答えた。

(2) 26年10月29日、B3次長及びA2は、あらかじめ電話で日時調整の上、会社本社近くの飲食店で飲食を共にした。

この席で、A2は、B3次長に業務について提案があるとして話をした

ところ、B 3 次長は、A 2 が清掃現場に戻らないと、他の従業員も A 2 の提案を聞いてくれないと思う旨応じた。

また、A 2 が、B 3 次長に、組合活動の大変さについて説明し、「組合活動は重し」であるとの発言をしたところ、B 3 次長は、A 2 が「組合を脱退することを考えているのであれば、一緒に付き添って組合に話をしに行ってもよい」などと応じた。

なお、近く定年を迎える A 3 のことも話題となった。

B 3 次長と A 2 は、料理を食べながら、それぞれビール及び焼酎各二、三杯を飲んだ。

この飲食の費用については、B 3 次長が支払った。

飲食後、B 3 次長及び A 2 は、帰宅のためタクシーに同乗したが、B 3 次長は、先に下車する際、A 2 に会社のタクシーチケットを手渡した。

- (3) 26 年 1 2 月 1 日付けで、組合は、会社に「抗議並びに要求書」と題する文書を発し、B 3 次長が A 2 に対し、前記第 1 の 1 に記載した発言をし、組合脱退勧奨をしたとして抗議するとともに、同抗議に関する謝罪要求、賃上げ、A 3 の翌年以降の雇用継続等を議題とする団交要求を行い、同月 10 日までの文書回答を求めた。

この文書には、団交の「日時、場所については迫って協議する。」と記載されていた。

- (4) これに対し、26 年 1 2 月 9 日付けで、会社は、組合に「回答書」と題する文書を発し、組合脱退勧奨については調査中、A 3 の雇用継続については就業規則に基づき対応する等の回答を行った。

なお、この文書には、B 2 部長は団交に出席しない旨記載されていた。

- (5) 26 年 1 2 月 17 日付けで、組合は、会社に「要求書」と題する文書を発し、上記(4)の「回答書」に会社が調査中と記載したことに対し、同月 24 日までに回答するよう重ねて要求した。

- (6) 26 年 1 2 月 24 日付けで、会社は組合に、B 3 次長と A 2 が同年 10 月に飲食をした事実は認めるが、組合が指摘したような組合脱退勧奨に及んだ事実はない等の回答を文書で行った。

第 3 判断及び法律上の根拠

- 1 組合の 26 年 4 月 25 日付け団交申入れに対する会社の対応について

(1) 申立人の主張

会社は、本件回答書で、25年(不)第5号事件命令に対し、命令取消訴訟を提起すると回答した。この回答は、団交拒否に該当する。

労働委員会の命令は、発出と同時に効力を有するものであるから、取消訴訟の提起は、団交拒否の正当な理由にならない。

(2) 被申立人の主張

会社が団交を拒否した事実はない。

本件回答書は、本件要求書に記載の要求のうち、本件履行要求に対し回答を行ったのみであって、団交を拒否するとは一言も発していない。

本件要求書には、団交の「日時、場所については追って協議する。」と記載していたが、組合から具体的な日時の連絡がなかったため、団交が開催されていない状況にある。

(3) 当委員会の判断

ア 会社が団交を拒否した事実の有無について

申立人は、本件回答書をもって会社が団交拒否したものと主張するのに対して、被申立人は、本件回答書には、団交を拒否する旨は記載しておらず、団交を拒否した事実はないと主張するので、以下検討する。

(ア) 組合は、本件要求書で、本件履行要求及び本件履行要求に関する団交要求を行い、これに対し、会社は、本件履行要求については拒否の意思を示したが、同団交要求については、確かに何らの意思も示していない。

しかし、会社の対応については、次の事情が認められる。

a 本件要求書に「日時、場所については追って協議する。」と付記されていたことからすると、会社が、当面、本件履行要求について回答し、団交については、具体的な協議があってから対応しようと考えたとしてもうなずけないではないこと。

b 前記第2の7(3)の要求書に対する同(4)の会社の回答書においても、会社は、組合の要求事項に対する会社の回答を記載しながら、団交要求に対しては諾否の意思を示していないが、B2部長は団交に出席しない旨を付記していたことからすると、団交自体は応じることを前提としていたことがうかがえること。

c 本件労使間においては、団交申入れを受けた会社側から、日時、

場所について提案するという慣行があったとも認められないこと。

(イ) 加えて、実際に団交が開催されていない事情について見ると、本件回答書を受けた後の組合の対応に、次の点が認められる。

a 本件回答書に団交の諾否についての記載がないことについて、会社に確認等を行った事実も認められないこと。

b 本件要求書に「日時、場所については追って協議する。」と記載しながら、本件回答書を受けた後、その協議を申し入れていないこと。

c 前記第2の5(11)のとおり、26年7月8日にA1代表とB5顧問が協議した際にも、組合が本件履行要求に関する団交の日時、場所に係る申入れを行った形跡は認められないこと。

d 本件回答書を受けた後申立時までに、組合が会社に発した文書にも、本件履行要求に関する団交について触れられていないこと。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)からすると、本件で団交が開催されなかったのは、組合側の姿勢によるところが大きく、会社が、本件回答書に本件団交要求に対する諾否の意思を示していないからといって、会社が団交を拒否したものと見ることはできない。

イ 不当労働行為の成否について

以上のことからすれば、26年4月25日付け団交申入れに対する会社の対応は、労組法7条2号に該当しない。

2 B2部長の団交出席について

(1) 申立人の主張

B4部長の後任であるB2部長を団交に出席させよとの組合の要求に応じない会社の姿勢は、労組法7条2号の不当労働行為である。

(2) 被申立人の主張

会社は、B4部長退職後、B3次長の職歴、地位、団交に参加した経験等を考慮し、同人を団交責任者に選任した。

B3次長は、会社の業務を熟知し、A2及びA3の職務内容をよく知っており、団交責任者として適任である。B2部長は、新聞社からの出向で総務等の経験はなかった。

(3) 当委員会の判断

使用者の団交責任者を含む団交出席者については、労使間で団交出席者を誰にするかなどの合意がない限り、使用者が決定し得る事項であり、また、団交責任者については実質的交渉権限を有していれば足りる。

会社の団交責任者については、遅くとも18年2月1日から25年10月24日（B4部長の退職日）まで本社総務部長等本社総務部社員が務めてきており、会社は本社総務部を団交の担当部署としていることは認められるが、会社側の団交責任者を本社総務部長とすることが会社と組合との間で合意されていた事実は認められない。

B2部長が、新聞社から出向し、総務的な仕事についての経験がなかったことからすれば、会社が、同人を団交責任者に任じず、かつ、団交に出席させなかったことには相当の理由があり、また、上記(2)に主張する理由により、会社の執行役員であり、団交に参加した経験のあるB3次長を団交責任者としたことにも、相当の理由が認められる。

加えて、団交にB2部長が出席せずB3次長が出席したことにより、交渉に支障が生じ又は交渉が形骸化した事実は、認められない。

よって、会社がB2部長を団交責任者として団交に出席させなかったことは、労組法7条2号の不当労働行為に該当しない。

3 会社がB3次長を団交責任者に選任したことについて

(1) 申立人の主張

会社がB3次長を団交責任者に選任したことは、次のような理由により労組法7条3号の不当労働行為である。

ア B3次長は、A2に対する組合脱退勧奨や賃金カット等の組合員差別を行った当事者であり、団交責任者としての適格性を有するとは思えない。

イ 組合が要求するB2部長を団交に出席させず、B3次長を団交責任者とすることは、組合を軽視している。

ウ B3次長は、B3次長側の負担で、A2と飲食を共にしており、組合員とそのような関係の生じた者を団交責任者とすることは、組合が会社を追及するときに、A2が追及をちゅうちょする場面が生じかねず、組合の方針に混乱を来し、団交に支障が生じる。

(2) 被申立人の主張

会社がB3次長を団交責任者に選任したことは、次のような理由により労組法7条3号の不当労働行為とならない。

ア B3次長は、A2に対して組合脱退勧奨を行っていない。また、申立人は、B3次長が組合脱退勧奨を行ったから、団交責任者として適格性を有するとは思えないと主張するが、同人が団交責任者として団交に出席した際には、組合は、そのような主張を一切しなかった。

イ 会社は、B3次長の職歴、地位、団交に参加した経験等を考慮し、同人を団交責任者として選任している。

ウ B3次長は、A2の了解を得て、飲食を共にしている。

(3) 当委員会の判断

ア 申立人の主張について

申立人は、会社がB3次長を団交責任者としたことが労組法7条3号の不当労働行為に当たる理由として、上記(1)のア、イ及びウのとおり主張するので、まず、これらの主張について検討する。

(ア) 上記(1)アの主張について

申立人は、B3次長は、A2に対して、組合脱退勧奨や賃金カット等の組合員差別を行った当事者であることから、団交責任者としての適格性を有しないと主張するが、前記第2の6(3)のとおり、組合が会社に、B3次長がA2に対して組合脱退勧奨を行ったとして抗議した事実はあるものの、会社は、組合脱退勧奨の事実を否定しており、実際に組合脱退勧奨が行われたかどうかについては明らかでない。また、その後26年10月29日の飲食の前までの間に、B3次長が組合脱退勧奨を行ったことの疎明はない。

さらに、申立人は、賃金カット等の組合員差別があったと主張しているが、第2の6(1)の事実が組合員差別ということはできず、その他A2に対してB3次長が組合員差別に当たる行為を行ったとの事実も認められない。

以上から、B3次長が団交責任者として不適格であるとはいえない。

(イ) 上記(1)イの主張について

前記2(3)のとおり、会社がB3次長を団交責任者として選任したことについては、相当の理由が認められる。

また、前記第2の5の(4)、(5)及び(6)のとおり、会社は、団交で組

合に対して、B 3 次長は執行役員であり B 2 部長より格上である、B 3 次長が組合の要求事項に関してよく知っている、B 2 部長が団交に出席しても適切な対応ができないなどと説明するなど誠実に対応していることが認められる。

したがって、組合が要求する B 2 部長を団交に出席させず、B 3 次長を団交責任者としたことが、組合を軽視するものであるとの申立人の主張は、認められない。

(ウ) 上記(1)ウの主張について

B 3 次長と A 2 との飲食は、B 3 次長から提案し、B 3 次長側が費用を負担したとはいえ、従前の飲食と同様に、組合のことについては気にする必要がない旨の A 2 の同意を得た上で行われたものである。

仮に、申立人の主張のように、A 2 と飲食を共にした B 3 次長を団交責任者とする、A 2 が B 3 次長への追及をちゅうちょしかねないなど組合の方針に混乱を来し団交に支障が生じるとしても、A 2 が自らの意思で B 3 次長と飲食を共にした以上、それは組合員の統制を含めた組合内部の問題にすぎないのであって、そのことを理由に、会社の団交責任者の選任に異を唱えることは、認められない。

イ 不当労働行為の成否について

以上のとおり、会社が B 3 次長を団交責任者に選任したことが不当労働行為に該当するとして主張する理由については、いずれも認められない。

加えて、B 3 次長が団交責任者を務めた前記第 2 の 5 の(4)、(5)及び(6)の団交において、そのことにより団交に支障が生じた事実もうかがえないことを併せ考えると、会社が B 3 次長を団交責任者としたことは、労組法 7 条 3 号の不当労働行為に該当しない。

4 26 年 10 月 29 日の B 3 次長の A 2 に対する言動について

(1) 申立人の主張

B 3 次長は、A 2 に対して、組合脱退勧奨発言を行った。そのことは、労組法 7 条 3 号に該当する。

被申立人は、B 3 次長が、「組合は重しというのは前から聞いているが、本当に組合を辞めたいけど、話がしにくいということであれば自分が話し

てもよい」との発言をしたと主張しているが、被申立人の主張どおりであったとしても、そのようなB 3次長の発言自体が労組法7条3号に該当する。

また、被申立人は、B 3次長とA 2は個人的な付き合いとして飲食したと主張しているが、兩人に個人的な関係はない。

B 3次長は、飲食に誘った理由として、A 2から業務改善提案があったからであると言っているが、単にそれだけの理由であれば、個人的に飲食を提供する必要はなく、B 3次長が飲食代を負担したことは信じ難い。

むしろ、B 3次長がA 2に会社のタクシーチケットを渡したことは、この日の飲食が会社の意思に基づくものであり、会社として組合脱退勧奨を行ったことを示すものである。

(2) 被申立人の主張

B 3次長は、A 2に対して組合脱退勧奨発言を行っていない。

B 3次長は、A 2と個人的に飲食を共にすることはあったが、これは、上司部下として長年の付き合いに基づくもので、職場において孤立しがちなA 2とコミュニケーションを取る必要があったためであり、B 3次長において、組合を脱退するようA 2に働きかける意図はなかった。

また、A 2が組合を脱退することを考えているのであれば、一緒に付き添って組合に話をしに行ってもよい旨のB 3次長の発言も、A 2が脱退を意思決定した後の手続を意味するものであり、長年の付き合いの中で、以前からA 2が「組合活動が自分の重し」と発言していたこと等を考慮したものであることからすると、A 2の組合脱退に関する意思決定に重大な影響を与える発言でないことは明らかであり、組合脱退勧奨に該当しないので、労組法7条3号に該当しない。

本件申立ては、組合脱退勧奨がなかったにもかかわらず、A 2の復職の可否及びA 3の定年後再雇用の問題を有利に進める意図の下、従来から行っていたB 3次長とA 2の個人的飲食を殊更に問題視するものであって不当な申立てである。

(3) 当委員会の判断

ア 飲食の目的について

申立人は、26年10月29日のB 3次長とA 2の飲食の目的について、B 3次長が個人的にA 2に飲食を提供する必要性はなく、飲食後の

タクシー代が会社負担であることから、この日の飲食が会社の意思に基づき、組合脱退勧奨を行うためのものであったと主張するので、以下検討する。

会社の上司部下の関係にあるB3次長とA2は、22年5月以降A2の同意を得て、1年に1回程度飲食を共にしていたことからすると、今回の飲食についても、A2の業務改善提案を受けて、B3次長がA2を飲食に誘ったものであり、組合脱退勧奨を目的としたものとはいえない。

また、仮に、飲食後のタクシー代や飲食代が会社負担であったとしても、そのことのみで、この日の飲食が組合脱退勧奨を目的として行われたことを示すとまではいえない。

イ B3次長の発言の経緯とその内容について

(ア) この日のB3次長とA2の飲食の場における発言は、前記第2の7(2)に認定のとおりであり、申立人が主張するような「組合を辞めて会社に戻ってきてくれ。」「A3組合員が今年中に定年になる。その前に答えてくれ。」などA2に対して直接組合脱退を働き掛ける発言がなされた事実は、認められない。

(イ) 次に、申立人は、この日の飲食の場のB3次長の発言が、被申立人の主張どおり「A2が組合を脱退することを考えているのであれば、一緒に付き添って組合に話をしに行ってもよい」旨であったとしても、その発言自体が労組法7条3号に該当すると主張するので、以下検討する。

まず、B3次長の発言の内容は、A2が望むのであれば、B3次長と一緒に行って組合に話をしてもよいという程度にとどまるものであったことが認められる。

また、B3次長の上記発言に至る経緯、発言時の状況について、以下の事実が認められる。

a 前記第2の6(5)及び(6)のとおり、22年5月にB3次長は、組合との関係で問題がないかどうかをA2に確認した上で同人と飲食し、両名はその後にも年に1回程度同様に飲食をする関係にあったこと。

b 22年5月の飲食の際、A2の組合活動が話題に上り、その際、B3次長は、A2から、「組合は自分にとっての重し」との発言を

聞かされていたこと。

c 26年10月29日の飲食時にも、再び、A2から「組合活動は重し」とあるという発言がなされたこと。

d 前記第2の7(2)のとおり、同日の飲食において、両名は、それぞれビール及び焼酎各二、三杯を飲んでいったこと。また、A2は、当委員会に証拠として提出した陳述書において、ビールと焼酎を飲んだ後の記憶がはっきりしないと述べ、同人は、B3次長からA2の組合活動に関してどのような発言がなされたのか明らかにしていないこと。

e 同日の飲食において、B3次長の上記発言以外に、A2の組合活動に関して両者間でどのようなやり取りがあったかは明らかでなく、また、上記発言に対して、A2がどのように応じたかも不明であること。

ウ 不当労働行為の成否について

上記アのとおり、26年10月29日の飲食は、A2への組合脱退勧奨を目的として行われたものとは認められないこと及び上記イのB3次長の発言に至る経緯、発言時の状況、発言の内容を併せ考えると、同日のB3次長の言動をもって、A2に対して組合からの脱退を勧めようとしたものであったとまでいうことはできず、また、組合の活動を阻害するものであったということもできない。

したがって、26年10月29日のB3次長のA2に対する言動は、労組法7条3号の不当労働行為には当たらない。

5 法律上の根拠

以上の次第であるので、当委員会は、労組法27条の12及び労働委員会規則43条に基づき、主文のとおり命令する。

平成27年12月18日

福岡県労働委員会

会 長 後藤 裕[Ⓔ]